

# 障害者の文化芸術活動を支える拠点等の検討 に至る経緯・議論の状況について

1. 障害者の文化芸術活動の推進にかかるこれまでの取組
2. 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画
3. 計画の策定を契機とした施策の展開
4. 「場」に関する指摘
5. 障害者の文化芸術活動に関する調査
6. 「場」づくりの目指す方向性
7. 障害者の文化芸術活動を支える「場」について

令和2年8月  
文化スポーツ部文化芸術振興課



# 1. 障害者の文化芸術活動の推進にかかるこれまでの取組

## 1 障害者福祉施設での造形活動

- 戦後まもなくから近江学園など県内の多くの福祉施設等で、障害のある人の自由な造形活動が広がりを見せた
- 1981年から始まった「土と色」展等の開催により、滋賀の障害のある人の生み出す作品が数多く見いだされてきた

## 2 NO-M Aの開設

- 2004年、全国で初めて、障害のある人の作品とプロの作品とを分け隔てなく展示する美術館として、「ボーダレス・アートミュージアム NO-M A」を開設
- 2008年に「アール・ブリュット／交差する魂」展等、障害のある人の作品を発掘・展示を積極的に行うNO-M Aの活動を支援

## 3 海外での展覧会開催

- 2010年にフランス・パリで開催された「ART BRUT JAPONAIS」展では、滋賀県から障害のある多くの作家の作品を出展。
- その後も2017年にフランス・ナントで開催された「日本のアール・ブリュット「KOMOREBI」展」等、滋賀県の障害のある作家の作品が海外で高い評価を受ける。

## 4 本県の取り組み

- 造形活動の環境づくりや作品を後世に伝えていくための支援等、早くから福祉行政と文化行政が連携した取組を進める。
- 障害者アート公募展の開催や、県内の旅館など民間施設等でアール・ブリュット作品を展示する等、発表機会や鑑賞機会の提供
- 権利保護や著作権保護に関する相談支援、研修等を行うなど、障害者の文化芸術活動への支援
- 障害者の舞台芸術活動を担う人材の育成に資するワークショップ、研修等の開催支援
- 県立近代美術館では、滋賀の美の一つとしてアール・ブリュット作品の調査・収集の実施
- アール・ブリュットの機運醸成を図るための全国組織として、「アール・ブリュット ネットワーク」を設立・運営
- 特別支援学校の児童生徒をびわ湖ホールに招いた、「びわ湖ホール 音楽会へ出かけよう！」事業で本格的な実演芸術の鑑賞機会の提供
- 2017年にフランス・ナント市で開催された「障害者の文化芸術国際交流事業『2017ジャパン×ナントプロジェクト』」への参画
- 2018年にアメリカ・ミシガン州で開催された展覧会への作品出展



# 2. 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画

## 計画の趣旨

- 平成29年6月、文化芸術振興基本法が改正され「文化芸術基本法」が制定
- 平成30年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定

県のこれまでの取組を糧とし、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

## 計画の位置づけ

### 1 法律に基づく計画

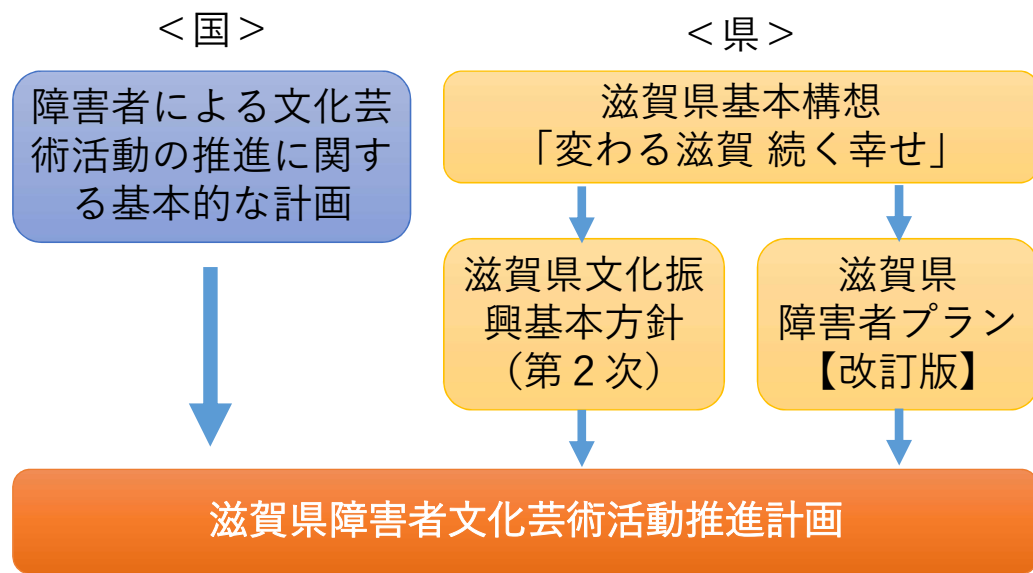
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

### 2 県の文化行政・障害福祉行政における、主に障害のある人の文化芸術活動における施策を定める計画

文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を示した計画である「滋賀県文化振興基本方針」および、障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示した計画である「滋賀県障害者プラン」を受けた個別計画

### 3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づく取り組み方針を示した計画

第21条 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。



## 計画の期間

2020年度（令和2年度）から  
2023年度（令和5年度）までの4年間



## 2. 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画

### 基本目標

多様な人びとが支えあうことにより、障害の有無にかかわらず  
誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現

### 基本的な方向（柱）

#### 「親しむ」

障害の有無にかかわらず、誰もがともに文化芸術活動を鑑賞し、創造し、参加する機会の充実と、障害者の文化芸術活動への理解の促進

- 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめる公演や展覧会等の推進
- 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に自由な発想で表現する機会の創出
- 障害者の作品を発表する機会の充実

#### 「つなぐ・支える」

障害者の文化芸術活動を支える「人」づくりや、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援をする人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築に向けた検討

- 障害者の文化芸術活動を支える人づくり
- 障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり

#### 「活かす」

障害者が創りだす作品等の魅力を国内外に効果的に発信し、その魅力を通じて県民の理解を深めるとともに、滋賀県の文化力を高め、社会的・経済的価値を創出

- 「文化芸術×共生社会」をテーマとした先進的な公演や展覧会等の検討と国内外への発信
- 美術作品や舞台芸術作品等の調査・発掘、評価、収集・保存、発表・展示



# 3. 計画の策定を契機とした施策の展開



色なし：現在の取組

色あり：今年度の取組

文化芸術

障害福祉

その他

	< 鑑賞 > 文化芸術を直接鑑賞すること		< 創造 > 自由な発想に基づき表現すること		< 参加 > 地域の芸術祭やWS等、文化活動に参加すること	
	舞台芸術	造形芸術	舞台芸術	造形芸術	舞台芸術	造形芸術
<p><b>「親しむ」</b></p> <p>(目的) 障害のある人が日常的に文化芸術活動に接し、親しむことのできる機会を創出</p>	<p>観覧料の減免【各文化施設】</p> <p>車いすの方の鑑賞スペースの設置【文振】</p> <p>ホールの子事業【文振】</p> <p>アクセシビリティ・コンサートの開催【びわ湖財団、他】</p> <p>地域の劇場・音楽堂等での文化芸術体感事業【びわ湖財団、他】</p>			<p>つちっこプログラム【陶芸の森】</p>	<p>インクルーシブ・プログラム推進モデル事業【教委・特支】</p> <p>糸賀一雄記念賞音楽祭事業【障福】</p>  <p>糸賀一雄記念賞音楽祭</p> <p>障害者アート公募展【障福】</p>	
<p><b>「つなぐ・支える」</b></p> <p>(目的) 文化施設、福祉施設、学校、NPO等、関係者等の相互の連携や協力を促進するための機会を創出</p>	<p>障害者芸術アクセシビリティ普及促進事業【障福】</p>		<p>劇場・音楽堂等での演劇ワークショップ事業【文振】</p> <p>障害者の表現活動の地域拠点づくりモデル事業【障福】</p>	<p>アール・ブリュットネットワークフォーラムの開催【文振】</p>	<p>障害者の表現活動の地域拠点づくりモデル事業【障福】</p>	
	<p>障害者芸術文化活動支援センターの運営【障福】</p>					
	<p>「拠点」のあり方検討懇話会の設置【文振】</p>					
	<p>障害者等の文化芸術活動を支援するための人材交流研修会の開催【文振】</p>		<p>障害者等の文化芸術活動を支援するための人材交流研修会の開催【文振】</p>		<p>障害者等の文化芸術活動を支援するための人材交流研修会の開催【文振】</p>	
<p><b>「活かす」</b></p> <p>(目的) 文化芸術活動による国際交流や文化芸術の魅力の発信を通じて、社会的・経済的価値を創出</p>	<p>障害者の舞台芸術発信事業【文振】</p>  <p>湖南ダンスカンパニー</p>	<p>アール・ブリュット担当学芸員の配置【近代美術館】</p> <p>美術品保全収集管理事業【近代美術館】</p> <p>障害者造形活動推進事業費補助（NO-MA企画展）【障福】</p> <p>近代美術館オープニング企画展開催準備事業【近代美術館】</p>		<p>アール・ブリュット魅力発信事業（ふらっと美の間）【文振】</p> <p>県内作家による障害者芸術展の開催【NPO等】</p>		<p>アール・ブリュット担当学芸員の配置【近代美術館】</p>



# 3. 計画の策定を契機とした施策の展開

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度

2023年度

## 「文化芸術×共生社会プロジェクト」モデル事業

- [1-1] アクセシビリティ・コンサートの開催  
障害の特性に配慮し、多様な鑑賞サポート機材を利用した実演芸術公演の実施
- [1-2] 地域の劇場・音楽堂等での文化芸術体感事業  
地域の公立文化施設での公演やワークショップの企画・実施
- [1-3] ヒトとオトの通り道プレミアムステージ  
駅前の公共空間を活用し、誰も気軽に文化に触れる機会を創出
- [1-4] おでかけシアタープログラム  
アーティストが福祉施設等に出向き、参加型のプログラムを実施
- [1-5] 粘土を使った創作活動ワークショップ事業

「親しむ」

## 「拠点」のあり方検討懇話会の設置

障害者の文化芸術活動を支えるための拠点や機能の有り方を検討

- [2-1] 障害者等の文化芸術活動を支える人づくり研修会  
文化施設職員と福祉事業所職員間の中間支援の手法等について検討する全国規模の研修会の開催

「しなぐ・支える」

- [2-2] 障害のある方とともに創る演劇ワークショップ事業

- [3-1] 障害者の舞台芸術発信事業  
県内の実演芸術団体による舞台公演

「活かす」

- [3-2] 県内作家による障害者芸術展の開催

## (仮称) 文化芸術×共生社会フェスティバルの開催

県立近代美術館の再開館を記念した展覧会の開催や、牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂であるびわ湖ホール、地域の文化拠点としての文化産業交流会館等を中心に、多様な主体が連携し、県内各地で文化芸術活動を展開。

「文化芸術×共生社会プロジェクト」実行委員会のプラットフォームを生かし、国スポ・障スポ大会の開催を契機とした事業の展開や、「文化芸術×共生社会」を実現するための施策を展開するための定期的な検討を進める。

## 全国に取組を発信

障害のある人が身近な文化芸術に対してアクセスできる環境づくり

## 地域の文化芸術活動を支える拠点機能の充実

「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」策定

障害者アート公募展



障害者の文化芸術活動を推進する地域拠点づくりモデル事業

アール・ブリュットネットワークフォーラムの開催



アール・ブリュット魅力発信事業 (ふらっと美の間)





## 4. 「場」に関する指摘

### 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会での意見（令和元年度）

- 障害者の文化芸術活動をととして、多様な人の価値観が集積する「場」を生み出すことは非常に重要。
- 障害の有無に関わらず、多様な人が集い文化芸術に触れあう「場」が県内各所にあり、気楽に関わり合うことで、支える人や障害のある芸術家等が見出され、活動が広がる。
- 多様な人材が共感を持って出会えるための情報発信やネットワークの構築が大切。
- 障害者が文化芸術活動を通して、子どもや高齢者を含む市民と交流しながら共生社会をつくっていく「場」、県内外の実践や研究、人材育成、情報発信を行う「場」、恒常的にパフォーマンスができる「場」の整備が重要。
- 誰もが文化芸術活動に関わり、創って発表できる環境、そして支援者をつくっていくことを考え、みんなが楽しく集まれる敷居の低い「場」が必要ではないか。

### 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」第4章施策の展開「つなぐ・支える」に規定

#### （2）施策の展開と主な取組

#### ②障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり

劇場・音楽堂、美術館、博物館、公民館等の身近な地域の文化拠点に対する広域的な支援の検討や、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に文化芸術を体験することで障害者への関心を深めることのできるプログラムの開発などを進めるとともに、文化芸術を介して時間と場所を共有し、様々な交流が生み出される「場」や「機能」のあり方について検討を進めます。

※「場」の検討とは

- ・障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に文化芸術活動を楽しむことのできる場所のあり方について
- ・文化芸術活動を行う障害者と支える人等、多様な人が集う場所について



# 5. 障害者の文化芸術活動に関する調査

市町における文化芸術活動に関する実態調査の実施（令和元年7月） （全19市町中18市町が回答）

問) 障害のある人に配慮した取組や事業をしていないと回答（14市町）のうち、今後も取り組みを検討していない（3市町）・未定と回答（9市町）した理由（複数回答可）

- 職員数が少なく検討できない 7市町
- 予算の都合、事業費を確保できない 4市町
- 何をどうすれば良いのか、ノウハウがない 9市町

問) 障害者の文化芸術活動を推進するにあたり、必要となるものは何か。

- 障害者の文化芸術施策を進めるための活動、相談機関など拠点となる場の構築 5市町
- 文化芸術と福祉の現場を理解した中間支援ができる人材や組織 7市町
- 県と連携した事業の実施 1市町
- 障害のある人、また支える人・団体のニーズ把握 5市町





## 5. 障害者の文化芸術活動に関する調査

### 県内文化施設における文化芸術活動に関する実態調査の実施（令和元年7月）

有効回答数43施設（全106施設中）

問）障害者の文化芸術活動の取組を進めるにあたり、地域の文化拠点として文化施設職員が専門的知見によるアドバイス等を行うために必要と思われることは何か。（複数回答可）

- 障害者の文化芸術活動を理解するため、鑑賞や創造、評価など様々な場面で適切に支援することができる人材（コーディネーター）の確保 28施設（60.9%）
- 文化施設職員がすでに持っている専門知識に加え、福祉等の他分野に関する知識や理解、経験を深めるための研修機会 29施設（63.0%）
- 多角的な面から障害者による文化芸術活動について考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者、研究者など、分野や領域を超えて関係者が集う拠点の整備（ネットワークの構築） 22施設（47.8%）
- その他 2施設（4.3%）



## 5. 障害者の文化芸術活動に関する調査

### 県内障害者団体への聴き取りでの主な意見（意見の一部）

- 一般の鑑賞者と混ざって鑑賞できるかという不安があり、文化施設等へ足を運びにくい。
- 文化活動をしたくても、どこに行けばできるのか、障害に対するサポートや配慮があるのかといった情報を得る機会が少ない。
- 身体障害者の多くは在宅の方であるため、こうした在宅の方が気軽に体験できるような施設やサポートがあれば良いのではないかと。



# 6. 「場」づくりの目指す方向性

## 市 町

- 専門性が十分ではない
- 職員数が少ない
- 文化行政と福祉行政の連携が難しい
- 定期的な人事異動により専門性の確保が難しい

など

## 文化施設

- 専門的人材や障害者福祉の知識が十分でない
- アクセシビリティなどについて相談する場がない
- 関係者が集う情報共有する拠点がない

など

## 障害当事者・団体

- 一般の人と一緒に鑑賞することへの不安感
- 情報が入らない（対応サポートがあるか、等）
- 気軽に立ち寄り体験できるメニューがない

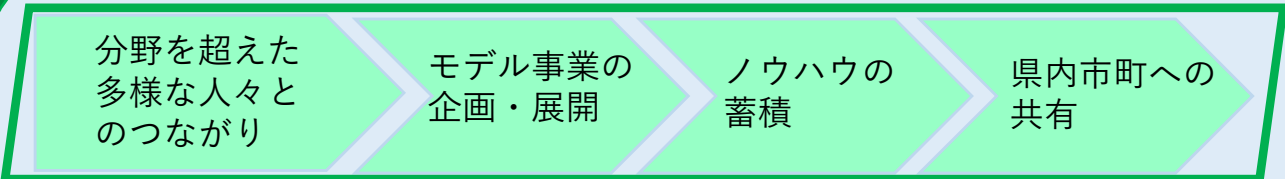
など



「場」の構築

障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援をする人が集える拠点となる機能を有する「場」をつくる

<計画策定懇話会の意見等から整理>



そのためには・・・



## 将来の目指す姿

文化芸術のもつ社会包摂的な価値の創造

- 県内各地で包摂的文化事業の展開
- 関わる人が増える
- 文化芸術を通じて個性の違いを楽しむ



「文化芸術×共生社会」をテーマとした施策を構築し発信する機会を設けるなど、県内外に価値の波及を図る



# 【参考】滋賀県文化芸術振興基本方針の改定にあたって

現在、現行の基本方針が今年度で計画期間を終えることから、来年度（2021年度）から始まる第3次の基本方針の策定を進めています。  
 （滋賀県文化審議会第24回(7/20開催)会議 資料）

## 第2次基本方針の主な課題

- **子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会**を確保することが必要。また、改正法等にて、**誰もが文化芸術を享受**すべきことを位置づけ。
- 文化芸術に親しむ県民の割合が低下しており、**気軽に親しめる機会や興味・関心を持てるきっかけづくり**が必要。
- 県民の自律的な活動の活性化に向けて、多様な主体や地域が**つながる機会や場**づくりが必要。

- 文化芸術と県民・社会をつなぐため、**中間支援的な調整能力を持つ人材や活動を支える人材**の育成や確保が必要。
- 文化財の保存、継承が困難になっているため、**多様な主体によって支え合う仕組み**づくりが必要。

- 改正法や国計画にて、文化芸術の**多様な価値を積極的に他分野に活かす**ことを位置づけ。
- 滋賀の美の鑑賞機会を確保しその魅力を**効果的に発信していく方策を早期に検討**する必要。
- 文化財を支える裾野を広げるため、価値を損なうことなく**幅広い活用の推進**が必要。

## 第3次基本方針の方向性

### 【場をつくる】

- 誰もが文化芸術を享受できる機会
- 様々な活動の場
- 多様な主体や世代が**つながる場**

### 【人を育む】

- 地域や分野を越えた活動をつなぎ、連携や活性化を促す人
- 芸術家等と県民をつなぎ、文化芸術を社会に届ける人
- 文化施設や地域の文化的資産を支える人
- 文化芸術を生み出し、継承する人

### 【地域や社会に活かす】

- 文化芸術の多様な価値を、地域づくりや経済の活性化に活用
- 文化的資産の保存、活用

### 【つながる】

文化芸術で、人、活動、地域、世代、分野といったあらゆるものがつながる



# 【参考】滋賀県文化芸術振興基本方針の改定にあたって

## 【第3次基本方針の策定に向けたポイント】

(滋賀県文化審議会第24回(7/20開催)会議 資料)

